

## 小金井市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 小金井市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和48年度 (供用開始後、48年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	109.9人/ha(令和3年)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	3処理区(多摩川流域野川処理区、多摩川流域北多摩一号処理区、荒川右岸東京流域荒川右岸処理区)		
処 理 場 数	該当なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成30(2018)年1月に近隣7市により公営企業会計システムを共同で調達・運用するための「公営企業会計システム共同運用協議会」を設置し、令和元年10月から会計システムの共同運用を開始しました。これによりスケールメリットによる導入総コスト削減と公営企業会計導入に係る様々な課題等の情報共有を行っています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>本市下水道事業では、令和元年4月に下水道使用料区分の見直しを行い、東京都区部下水道の料金体系を同一としました。以下に示すように基本使用料制度と従量使用料制度を併せた使用料体系を採用しています。</p> <p><b>【一般汚水】</b> 基本料金： ・8<sup>3</sup>m以下の量 350円/月</p> <p>超過料金： ・9<sup>3</sup>mから20<sup>3</sup>mの量 70円/m<sup>3</sup> ・21<sup>3</sup>mから30<sup>3</sup>mの量 105円/m<sup>3</sup> ・31<sup>3</sup>mから50<sup>3</sup>mの量 120円/m<sup>3</sup> ・51<sup>3</sup>mから100<sup>3</sup>mの量 135円/m<sup>3</sup> ・101<sup>3</sup>mから200<sup>3</sup>mの量 170円/m<sup>3</sup> ・201<sup>3</sup>mから500<sup>3</sup>mの量 210円/m<sup>3</sup> ・501<sup>3</sup>mから1000<sup>3</sup>mの量 250円/m<sup>3</sup> ・1001<sup>3</sup>m以上の量 290円/m<sup>3</sup></p>																				
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>該当なし。</p>																				
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p><b>【井戸汚水】</b> 1世帯当たり700円</p> <p><b>【浴場汚水】</b> 13円/m<sup>3</sup></p>																				
<p>条例上の使用料*2 (20<sup>3</sup>mあたり) ※過去3年度分を記載</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,190</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,190</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,190</td> <td>円</td> </tr> </table>	令和元年度	1,190	円	令和2年度	1,190	円	令和3年度	1,190	円	<p>実質的な使用料*3 (20<sup>3</sup>mあたり) ※過去3年度分を記載</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,629</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,589</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,585</td> <td>円</td> </tr> </table>	令和元年度	1,629	円	令和2年度	1,589	円	令和3年度	1,585	円
令和元年度	1,190	円																			
令和2年度	1,190	円																			
令和3年度	1,190	円																			
令和元年度	1,629	円																			
令和2年度	1,589	円																			
令和3年度	1,585	円																			

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20<sup>3</sup>mあたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20<sup>3</sup>mを乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	13人(損益勘定所属職員9人、資本勘定所属職員4人)(令和3年)
事業運営組織	<pre> graph LR     A[環境部] --- B[下水道課]     B --- C[業務設備係]     B --- D[工務維持係]         </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

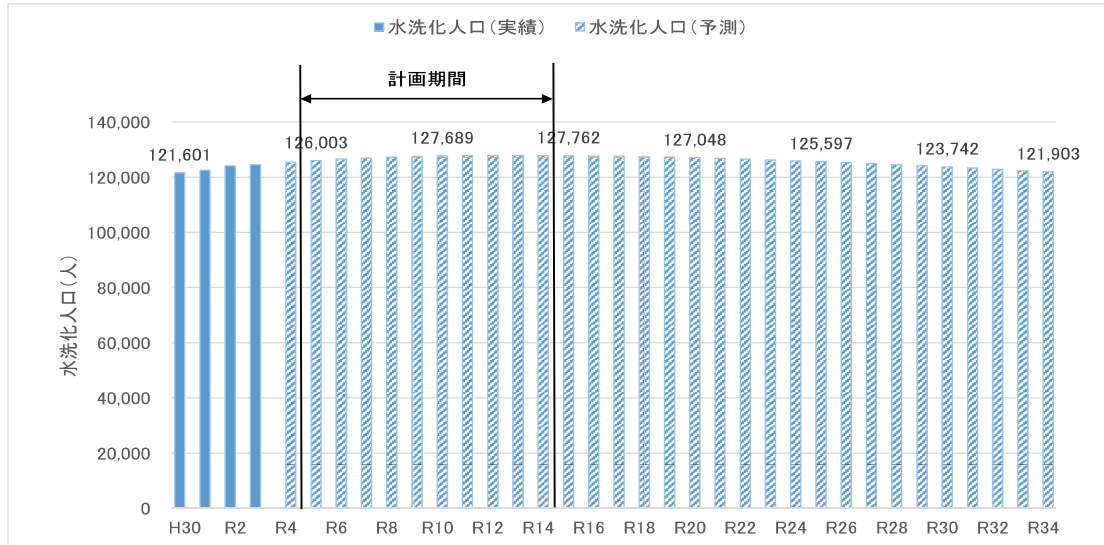
直近の令和3年度の経営比較分析表を別紙-1に示しています。

- ・下水道事業の収益性を示す①収益的収支比率と⑤経費回収率は、100%以上であることから、汚水処理費のうち私費負担部分は全て下水道使用料で賄われおり、現状は健全な経営と言えます。しかし、将来的には人口減少や節水機器の普及に伴い、下水道使用料収入の減少が見込まれていることから、今後の推移に注視し、必要な対策の検討並びに事業の効率性向上の推進が必要であると考えます。
- ・債務残高の規模を示す④企業債務高対事業規模比率は減少傾向にあり、さらに類似団体平均を大きく下回っています。この要因は、昭和40～50年代に集中整備した時期の借入分の償還が完了し、平成22年度から借り入れを抑制していることが要因と考えられます。
- ・有収汚水量1㎡当たりの汚水処理の費用を示す⑥汚水処理原価は類似団体と比べて低い水準となっています。今後の推移に注視し、投資の効率化、維持管理費用の縮減等の取組が必要であると考えます。

## 2. 将来の事業環境

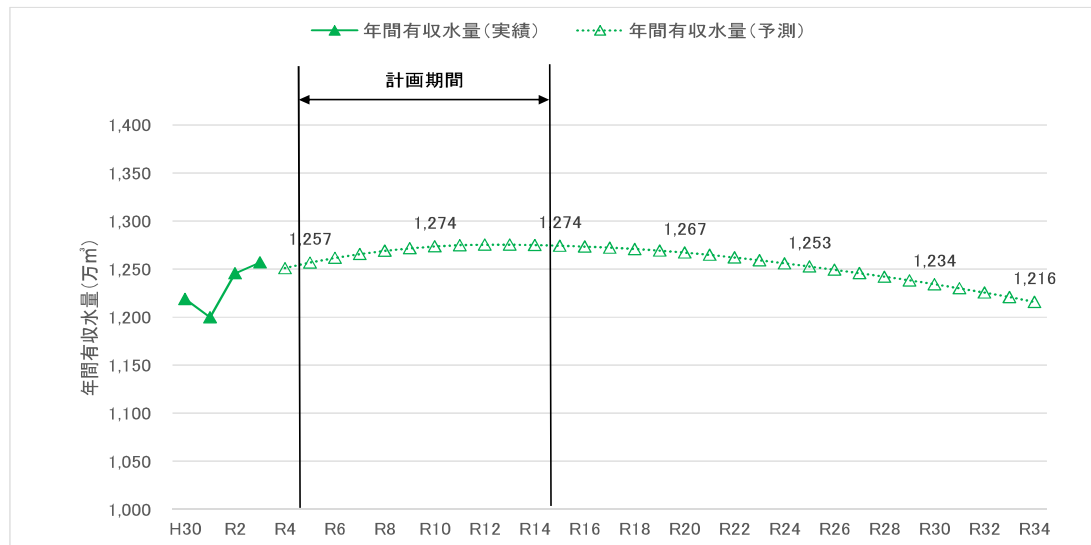
### (1) 処理区域内人口の予測

処理区内人口の予測にあたっては、下水道処理人口普及率が100%、水洗化率が99.9%(令和3年度現在)に達していることから、将来の水洗化人口は、行政人口の100%を見込み、「小金井市人口ビジョン(令和5年3月策定)」に示した人口推計値を採用しています。当面は微増傾向を見込んでいますが、令和12年度をピーク(127,877人)に減少することが予想されます。



### (2) 有収水量の予測

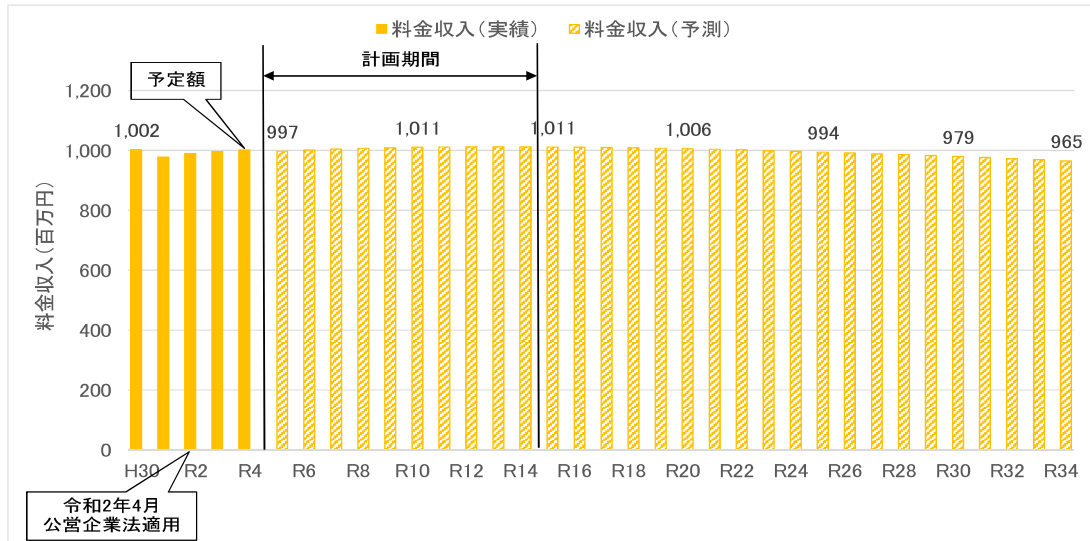
将来の有収水量の予測にあたっては、水洗化人口に直近3か年(令和元~3年度)の一人当たり有収水量実績の平均値(99.7m<sup>3</sup>)を乗じて算定しています。水洗化人口と同様に、令和12年度にピーク(約1,275万m<sup>3</sup>)を迎え、以後は減少することを見込んでいます。



(3) 使用料収入の見通し

本市下水道事業は昭和62年に普及率100%を達成し、その後維持管理の時代へと推移している状況となっており、今後は下水道の整備による使用料収入の増加を見込むことは望めません。

使用料収入は、有収水量の予測値に法適後の2か年(令和2~3年度)下水道使用料単価実績の平均値(79.4円)を乗じて算定しています。現行の使用料体系を維持した場合、将来の使用料収入は、令和5年度から令和14年度までの計画期間において、使用料収入は年間概ね10億円程度になると予測しています。長期的には将来人口や使用水量の減少に伴い、使用料収入も減少すると見込まれます。



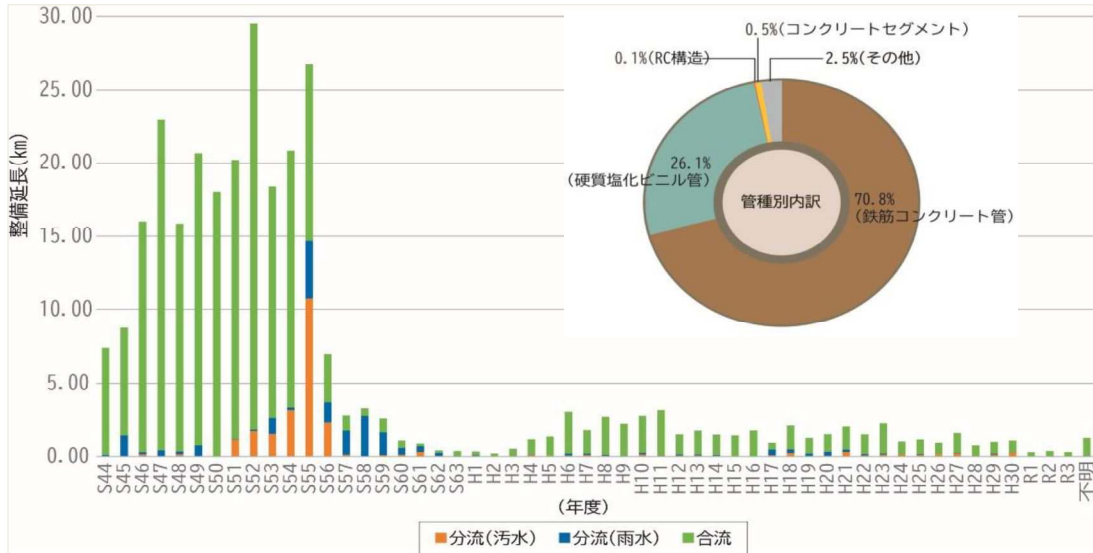
(4) 施設の見通し

本市の下水道管路の総延長は令和2年度末で293kmに達し、内訳は合流管が249km、分流污水管が25km、分流雨水管が19kmとなっています。

管種別の内訳は、鉄筋コンクリート管が全体の70.8%、硬質塩化ビニル管が全体の26.1%となっており、この2つの管種で全体の約96.9%を占めています。

本市では昭和44年度に公共下水道整備計画に着手し、昭和62年度に普及率100%を達成しました。この間、昭和44年度から昭和56年度にかけて急速に管きよ整備を推進しており、全体の8割を超える管きよが整備されました。この経緯を受けて、令和3年度に標準耐用年数である50年を経過している管路は約18.8%となっています。しかし、10年後には約80.3%までに急増し、改築更新のピークを迎えると思われています。

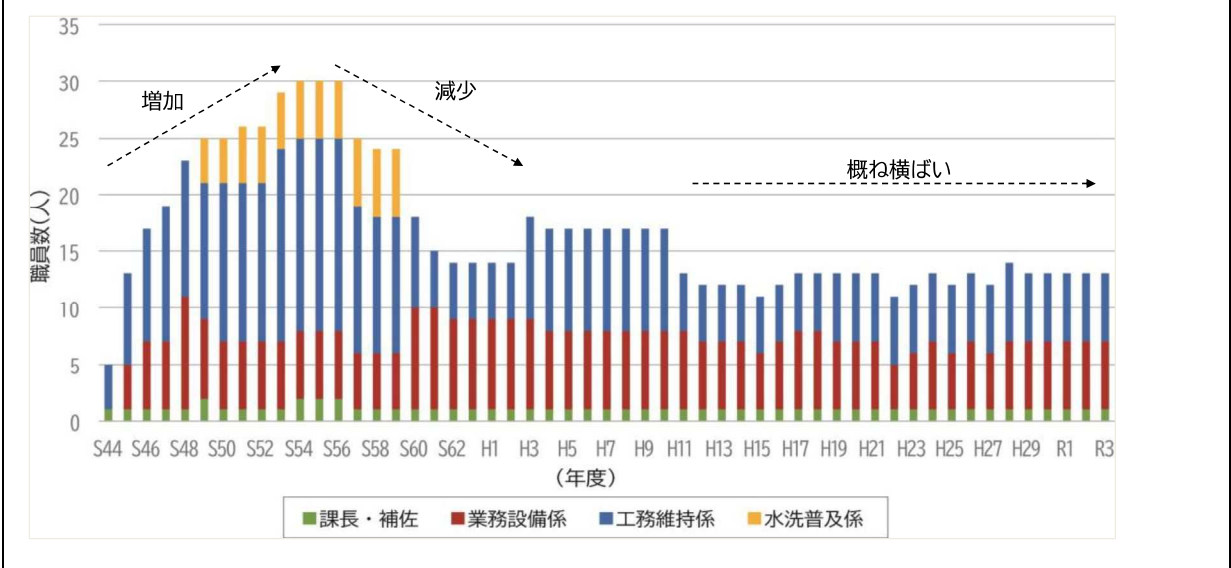
したがって今後は、老朽化施設の対策費用により将来的に経営が圧迫されることが懸念されます。将来にわたる下水道事業の経営の安定化を継続するために、事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要があります。



(5) 組織の見通し

本市では下水道事業に従事する職員数は、昭和50年代の管きよの集中的な整備に応じて増加し、ピーク時の昭和54～56年度には30人にまで増加しました。その後、下水道人口普及率100%を達成して下水道の新規整備の減少に伴い職員数も減少しており、近年では概ね横ばいの傾向となっています。

今後は職員の不足及び技術の継承が課題であり、異動又は退職した職員枠に対する要員補充は、他部課からの職員の異動又は新規採用職員での補充により、現行の人数を維持することを想定しています。したがって、職員の顔ぶれが変わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化、共有、研修の充実等を図っていく必要があると考えています。



3. 経営の基本方針

下水道事業を長期的な視点で見ると、人口減少、節水型機器の導入等による使用料収入の減少が見込まれます。加えて、耐用年数を迎える下水道施設の増加に伴う維持管理費用の増大化及び施設の改築更新において多額の費用が生じることが見込まれます。このような環境下においても、住民生活に必要な不可欠である下水道事業については、将来にわたって安定したサービス提供していくことが求められています。

本市下水道事業では、経営状況及び資産の状況を的確に把握するため令和2年度から地方公営企業法の財務規定を適用しました。市民が安心して快適な生活を営めるよう、良好な生活環境の維持及び公共用水域の水質保全のため、基本理念である「未来に繋げる水環境(守りますみんなを守った下水道)」を踏まえ、以下に示す3つの基本方針に基づき、より一層の経営の健全化に努めます。

【基本方針】

- ① より安全で安心なまちづくり  
既存施設の機能を効率的・効果的に改善することにより安全で安心なまちづくりに貢献します。
- ② より良好な水環境づくり  
環境負荷の軽減により良好な水環境づくりに貢献します。
- ③ 持続可能な事業づくり  
市民や事業者の皆様との協働により、経営基盤や執行体制を強化して良好な事業運営が継続できるようにします。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づき、以下の通り長期目標を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の機能の効率的・効果的な改善</li> <li>・既存下水道施設の耐震化を継続実施、雨水対策を推進</li> <li>・老朽化した施設の改築更新事業の最小化・平準化</li> <li>・ストックマネジメント計画に基づく予防保全型の管理や、更新事業量の平準化を図るなど、より計画的かつ効率的な改築更新事業を実施</li> </ul>
-----	---

投資計画では、建設に係る職員給与、管きよ建設費、流域下水道建設負担金、企業債償還金を計画する必要があります。

この主な内訳は以下に示す通り、年間約3.8～4.8億円を計画します。

- ① 資本勘定職員は、令和5年度から令和14年度まで4人を計画し、平均職員給与と費(直近予算額÷職員数)×職員数により算出します。算出の結果、年間約0.3億円を計画します。
- ② 管きよ建設費は、物価上昇を考慮し令和5年度から令和14年度まで年間約1.8～2.9億円を計画します。
  - ・下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの新設及び既存下水道施設の耐震化工事の整備予定額を計上
  - ・雨水対策として、雨水浸透ますや浸透トレンチの新設の予定額を計上
  - ・ストックマネジメント計画に基づき、管きよ施設の点検・調査、改築・更新に要する経費を計上
- ③ 流域下水道建設負担金は、令和5年度から令和14年度まで、東京都の見込額に基づき、年間約0.6～1.4億円を計画します。
- ④ 企業債償還金は、令和5年度から令和14年度まで、年間約0.7～0.9億円を計画します。
  - ・既発行分：起債償還計画を基に年次別償還予定額を計上
  - ・新発行分：投資計画に基づき算定した額を計上

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果、試算結果に基づく長期目標として、以下として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度収支の均衡</li> <li>・経費回収率を100%以上</li> <li>・企業債残高の抑制</li> </ul>
-----	--

前節の①の投資に対する主な財源は、企業債、国(都)補助金を見込むものとします。

資本的収支の不足分は、収益的収支の収支差額(純利益)や減価償却費と長期前受金戻入の差額(損益勘定留保資金)で補てんします。

令和5年度から令和14年度までに示す財源及び金額は、次の内訳の財源を確保する必要があります。

- ① 企業債は、管きよ建設改良費分は「(建設改良費・国(都)補助金)×起債充当率(60%)」、流域下水道建設負担金分は「(建設改良費・対象外事務費)×起債充当率(100%)」により必要額を算定します。令和5年度から令和14年度まで、年間約1.8～2.1億円を計画します。
- ② 国(都)補助金は、補助対象事業に係る建設改良費の一部を負担し、令和5年度から令和14年度まで約1億円を計画します。
- ④ 補填財源は、年間約1.8～2.8億円を計画します。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、令和5年度から令和14年度までに、年間約15～19億円(次の①～④)を試算し、この内訳は、次に示す内容となります。

- ① 損益勘定職員は、9人を計画し、平均職員給与と費(直近予算額÷職員数)×職員数により算出します。令和5年度から令和14年度までに、年間約0.6億円を計画します。
- ② 修繕費、流域下水道維持管理負担金などの経費は、ストックマネジメント計画に基づく管きよ施設の補修費や東京都の見込額などを見込み、物価上昇を考慮し令和5年度から令和14年度までに、年間約11億円を計画します。
- ③ 減価償却費は、令和5年度から令和14年度までに、年間約3.1～7.3億円を計画します。
  - ・現行分：固定資産台帳データを基に算出
  - ・新規分：将来の建設費を基に算出(管きよ50年、流域下水道建設負担金45年)
- ④ 企業債の償還に対する支払利息は、令和5年度から令和14年度までに、年間約0.2億円を計画します。
  - ・既借入分：起債償還計画を基に年次別支払利息予定額を採用
  - ・新規借入分：将来の建設費に基づき算出(利率1%の元利均等、据置期間5年、返済期間30年)
- ⑤ 資本的支出へ充当する補填財源は、年間約1.8～2.8億円を計画します。

上記に対する財源は、料金収入、他会計負担金(雨水処理負担金)、他会計補助金及び長期前受金戻入を見込むものとします。

令和5年度から令和14年度まで年間約17～20億円と試算しています。内訳は以下に示す内容の通りです。

- ① 料金収入は、有収水量×使用料単価により算出します。令和5年度から令和14年度まで、年間約10億円を計画します。
- ② 雨水処理負担金などその他の営業収益は、総務省の繰出基準に基づき、雨水処理に要する維持管理費及び資本費に対する一般会計繰入額を算定し、令和5年度から令和14年度まで、年間約4.8～5.7億円を計画します。
- ③ 他会計補助金は、過去の実績に基づき、令和5年度から令和14年度まで、年間約0.24億円を計画します。
- ④ 長期前受金戻入は、令和5年度から令和14年度まで、年間約1.8～4.1億円を計画します。
  - ・現行分：固定資産台帳データを基に算出
  - ・新規分：将来の建設費を基に算出(管きよ50年、流域下水道建設負担金45年)



**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	東京都下水道局流域下水道本部で検討された広域化・共同化施策をベースに、本市への適用検討を行いました。また、東京都の取組以外、全国の先進的に取り組んでいる事例を踏まえながら、本市を主体として将来近隣市(流域関連市町村)との間で共同実施が考えられるメニューについて検討を行いました。また、会計管理システムの共同導入を実施しており、今後参加団体の拡大による効率化が期待されるものについて検討を行いました。上記検討した結果を小金井市広域化・共同化計画(令和5年度)として取りまとめました。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づくストックマネジメントの実施や、計画の定期的な見直しを行い、施設の劣化に基づく更新需要や投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本市の課題となっている将来職員不足に対応していくため、将来的には近隣市等との間で、維持管理業務や点検・調査業務の民間委託の共同発注について検討を行います。
その他の取組	上記以外の取組については、現段階では行っていませんが、国及び他団体の動向を踏まえ、必要に応じて研究に取り組みます。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	現段階では収支の均衡が取れていることから早急な使用料の見直しの必要性がないと考えています。今後、収支均衡を将来にわたり維持するために、公営企業会計の確実な運用及び投資・財政計画の見直しを行いながら、収支ギャップの発生が見込まれた場合は、小金井市公共下水道事業審議会と共に適切な使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	国、他団体等の取組動向を参考にしながら、下水道資産の有効活用についての研究に取り組みます。
その他の取組	上記以外の取組については、現段階では行っていませんが、国、他団体等の動向を踏まえ、必要に応じて研究に取り組みます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	より効果の高い民間活力の導入検討を行い、営業費用の縮減の可能性を検討します。
職員給与費に関する事項	令和14年度までは、下水道整備を実施するため、現状の職員の人員を確保する計画とします。
動力費に関する事項	スクリーン等の少額な維持管理費のため、特になし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、施設の老朽化に備えた予防保全の計画を検討します。
委託費に関する事項	公営企業法適用後の健全経営を維持することを図り、経営及び会計に対するアドバイスを受けられる外部委託の検討を行います。
その他の取組	上記以外の取組については、現段階では行っていませんが、国及び他団体の動向を踏まえ、必要に応じて研究に取り組みます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項</p>	<p>毎年、投資・財政計画と実績との乖離及び原因について検証・評価を行いつつ、経営実態を鑑みて適宜見直しを行う予定とします。</p>
---------------------------------	--





投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
資本的収入	1. 企業価値			182,000	212,610	191,360	185,860	208,120	199,180	209,920	197,560	213,820	202,660
	うち資本費平準化償還金												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	659											
	4. 他会計負担金		1,136	659									
5. 他会計借入金			21,000				20,000	10,000		20,000	10,000		20,000
6. 国(都道府県)補助金													
7. 固定資産売却代金													
8. 工事負担金													
9. その他													
計	(A)	659	1,136	203,659	212,610	191,360	205,860	218,120	199,180	229,920	207,560	213,820	222,660
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)												
純計	(C)	659	1,136	203,659	212,610	191,360	205,860	218,120	199,180	229,920	207,560	213,820	222,660
1. 建設改良費		238,737	329,867	399,387	319,880	305,360	305,910	335,720	308,330	350,020	316,360	335,170	336,710
2. うち職員給与		29,845	29,043	32,669	32,669	32,669	32,669	32,669	32,669	32,669	32,669	32,669	32,669
3. 他業債償還金		87,729	85,692	80,904	77,811	76,190	76,039	74,980	73,749	79,690	84,047	88,828	92,959
4. 他会計長期借入返還金													
5. 他会計への支出金													
6. その他													
計	(D)	326,466	415,559	480,291	397,691	381,550	381,949	410,700	382,079	429,710	400,407	423,998	429,669
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	325,807	414,423	276,632	185,081	190,190	176,089	192,580	182,899	199,790	192,847	210,178	207,009
補填財源	(F)	325,807	414,423	276,632	185,081	190,190	176,089	192,580	182,899	199,790	192,847	210,178	207,009
1. 損益剰留保資金													
2. 利益剰余金処分額													
3. 繰越工事資金													
4. その他													
計	(F)	325,807	414,423	276,632	185,081	190,190	176,089	192,580	182,899	199,790	192,847	210,178	207,009
補填財源不足額	(E)-(F)												
他会計借入金残高	(G)												
企業債残高	(H)	984,573	898,881	999,977	1,134,775	1,249,945	1,359,766	1,492,906	1,618,337	1,748,567	1,862,080	1,987,072	2,096,773

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	551,628	557,424	571,690	591,839	584,935	579,335	571,327	557,199	544,056	530,806	516,817	503,092
	うち基準外繰入金	551,628	557,424	571,690	591,839	584,935	579,335	571,327	557,199	544,056	530,806	516,817	503,092
	計	659	1,136	659									
資本的収支分	うち基準内繰入金	659	1,136	659									
	うち基準外繰入金	659	1,136	659									
	計	552,287	558,560	572,349	591,839	584,935	579,335	571,327	557,199	544,056	530,806	516,817	503,092

原価計算表

供用開始年月日 昭和48年6月1日  
 処理区域内人口 124,539人(令和3年)  
 計算期間 自2023年4月至2028年3月  
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	996,212	1,002,256		1,002,256
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	1,000,319	949,254		949,254
合 計	1,996,531	1,951,510	0	1,951,510

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費	0	0	0	
	給 料	0	0	0	
	諸 手 当	0	0	0	
	福 利 費	0	0	0	
	修 繕 費	127,095	130,956	78,574	52,382
	材 料 費	13,245	20,533	12,320	8,213
	路 面 復 旧 費	0	0	0	0
委 託 料	31,445	60,454	36,272	24,182	
そ の 他	2,203	12,360	7,416	4,944	
小 計	173,988	224,303	134,582	89,721	
ポンプ場費	人件費	0	0	0	
	給 料	0	0	0	
	諸 手 当	0	0	0	
	福 利 費	0	0	0	
	動 力 費	0	0	0	
	修 繕 費	0	0	0	
	材 料 費	0	0	0	
薬 品 費	0	0	0		
委 託 料	0	0	0		
そ の 他	0	0	0		
小 計	0	0	0	0	
処理場費	人件費	0	0	0	
	給 料	0	0	0	
	諸 手 当	0	0	0	
	福 利 費	0	0	0	
	動 力 費	0	0	0	
	修 繕 費	0	0	0	
	材 料 費	0	0	0	
薬 品 費	0	0	0		
委 託 料	0	0	0		
そ の 他	0	0	0		
小 計	0	0	0	0	
一般管理費	人件費	27,718	29,630	10,371	19,260
	給 料	17,606	19,195	6,718	12,477
	諸 手 当	9,044	9,529	3,335	6,194
	福 利 費	679,434	700,325	245,114	455,211
	流域下水道管理運営費負担金	167,968	155,480	0	155,480
	委 託 料	35,028	16,941	5,929	11,012
そ の 他					
小 計	936,798	931,100	271,467	659,633	
資本費	支 払 利 息	22,973	19,209	12,063	7,146
	減 価 償 却 費	784,712	670,103	497,801	172,302
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0	0
小 計	807,685	689,312	509,864	179,448	
合 計 (Y)	1,918,471	1,844,715	915,913	928,802	

資 産 維 持 費 ( Z )  
 使用料対象経費 ( Y ) + ( Z )

928,802

(X) / ((Y) + (Z)) \* 100 = 1.08

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
<使用料水準についての説明>				
<p>・収支計画における上記計算期間において、現行の使用料体系を前提として試算を行ったところ、使用料1,002,256千円に対して使用料対象経費は928,802千円となり、収支の黒字が発生している状況です。</p> <p>・収支計画の最終年度である令和14年度においても収支不足は見込まれないため、計画期間内では使用料の改定は行わない予定です。</p>				

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。